

2008(平成20)年3月18日

宮城県監査委員 殿

宮城県知事措置請求書

〒980-0021 仙台市青葉区中央4丁目3番28号 朝市ビル3階

請求人 仙台市民オンブズマン

代表 十 河 弘

電話 022-227-9900

FAX 022-227-3267

第1 請求の趣旨

別紙1～6の7に記載した石巻県税事務所、大崎県税事務所、石巻土木事務所、大崎土木事務所、石巻地方振興事務所、及び大崎地方振興事務所に勤務する仙台市在住の職員の平成18年度における下記旅費支出については、違法または不当な公金の支出であるので、当該職員に対し、宮城県が当該職員に対してなした下記支出額の返還を求めるなどの損害を填補するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための制度改正措置等を講ずるよう勧告することを求める。

記

- (1) 通勤手段が、JR等の公共交通機関の職員について、JR等で仙台市へ出張した際に支給された旅費(交通費・日当)
- (2) 通勤手段が、自家用車の職員について、自家用車で仙台市へ出張した際に支給された旅費(交通費・日当)
- (3) 交通費を辞退している職員について支給された日当

第2 請求の原因

1 宮城県職員の旅費支給規定

- (1) 宮城県職員が出張する場合、旅費が支給されることになっている(職員等の旅費に関する条例3条1項)。職員が旅行する場合、旅行命令に基づくことが必要とされ(同条例4条1項1号)、旅費は所定の請求手続に従って支給されることになっている(同条例13条)。
- (2) 旅費については、鉄道賃、車賃、日当等の種類があり(同条例6条)、日当は県内旅行の場合一日あたり1300円(全行程を自家用車を利用して移動する場合は650円)と定められている(同条例20条、別表第一)。
- (3) なお、同条例41条1項は、「任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない部分の旅費を支給しないことができる。」とし、旅費規定にかかわらず不当又は通常必要しない旅費については支給しない旨定めている。

2 本件各旅費の支給状況

各地方事務所における平成18年度の旅費二重取り(通勤区間と同じ区間の出張の場合に、通勤手当とは別に出張に際して交通費・日当を支給されていること)は、次の通りである。

(1) 石巻県税事務所

石巻県税事務所に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、【別紙1】記載のとおり合計7万9558円である。この内訳は、

公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金4万9230円

自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金3万0328円

となる。

(2) 大崎県税事務所

大崎県税事務所に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、【別紙2】記載のとおり合計6万3322円である。この内訳は、

公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金2万1722円

自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金0円

日当のみ(交通費辞退) 金4万1600円

(3) 石巻土木事務所

石巻土木事務所に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、【別紙 3】記載のとおり合計 4 8 万 1 1 8 8 円である。この内訳は、

公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金 5 万 0 2 7 0 円

自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金 4 3 万 0 9 1 8 円

となる。

(4) 大崎土木事務所

大崎土木事務所に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、【別紙 4】記載のとおり合計 3 0 万 8 4 8 1 円である。この内訳は、

公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金 1 万 5 6 5 5 円

自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金 2 1 万 5 1 5 4 円

日当のみ(交通費辞退) 金 7 万 7 6 7 2 円

となる。

(5) 石巻地方振興事務所

ア 水産漁港部

水産漁港部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、【別紙 5 - 1】記載のとおり合計 1 7 万 6 1 0 9 円である。この内訳は、

公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金 7 万 2 8 1 0 円

自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金 1 0 万 3 2 9 9 円

となる。

イ 総務部

総務部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、【別紙 5 - 2】記載のとおり合計 3 万 4 5 6 8 円である。この内訳は、

公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金 4 2 4 0 円

自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金 3 万 0 3 2 8 円

となる。

ウ 地方振興部

地方振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、【別紙 5 - 3】記載のとおり合計 1 0 万 2 5 5 3 円である。この内訳は、

公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金 5 9 4 0 円

自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金9万6613円
となる。

エ 農業振興部

農業振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、【別紙
5 - 4】記載のとおり合計10万2242円である。この内訳は、

公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金0円

自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金10万2242円

となる。

オ 農業農村整備部

農業農村整備部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、【別
紙5 - 5】記載のとおり合計42万8223円である。この内訳は、

公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額金23万2190円

自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金19万6033円

となる。

カ 林業振興部

林業振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、【別紙
5 - 6】記載のとおり合計7万6519円である。この内訳は、

公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額金5万6741円

自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金1万9778円

となる。

(6) 大崎地方振興部

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、【別
紙6 - 1】記載のとおり合計15万6366円である。この内訳は、

公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額金2万4478円

自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金11万2658円

日当のみ(交通費辞退) 金1万9230円

となる。

イ 総務部

総務部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、【別紙6 -

2】記載のとおり合計12万6173円である。この内訳は、

公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額	金2万7890円
自家用車を利用している場合の旅費二重取り額	金6万9683円
日当のみ(交通費辞退)	金2万8600円

となる。

ウ 地方振興部

地方振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、【別紙6-3】記載のとおり合計10万2377円である。この内訳は、

公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額	金4万5007円
自家用車を利用している場合の旅費二重取り額	金5370円
日当のみ(交通費辞退)	金5万2000円

となる。

エ 農業振興部

農業振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、【別紙6-4】記載のとおり合計20万4734円である。この内訳は、

公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額	金9万3236円
自家用車を利用している場合の旅費二重取り額	金5万9498円
日当のみ(交通費辞退)	金5万2000円

となる。

オ 農業農村整備部

農業農村整備部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、【別紙6-5】記載のとおり合計56万3872円である。この内訳は、

公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額	金27万3875円
自家用車を利用している場合の旅費二重取り額	金9万7153円
日当のみ(交通費辞退)	金19万2844円

となる。

カ 美里農業改良普及所

美里農業改良普及所に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、【別紙6-6】記載のとおり合計2万1480円である。この内訳は、

公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額金 2 万 1 4 8 0 円
自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金 0 円

となる。

キ 林業振興部

林業振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、【別紙 6 - 7】記載のとおり合計 1 1 万 2 5 1 0 円である。これの内訳は、

公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額金 4 万 3 6 1 0 円
自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金 0 円
日当のみ（交通費辞退） 金 6 万 8 9 0 0 円

となる。

- (7) 前記各地方事務所の旅費二重取りの件数及び額をまとめると、【別紙 7】のとおり、合計 1 4 1 6 件、3 1 4 万 0 2 7 5 円となる。これは、前記各地方事務所における全出張【別紙 8】の件数にして約 7 9 . 8 %、額にして約 8 6 . 7 %にあたる。

3 本件各旅費支給の違法性・不当性

- (1) 通勤手段が、JR等の公共交通機関の仙台市在住職員について、JR等で仙台市へ出張した際に支給された旅費（交通費）の違法性・不当性

当該職員の出張形態は、居住地から出張（直行）、出張先から帰宅（直帰）、居住地から出張しそのまま帰宅（直行直帰）の 3 パターンがある。

しかし、当該職員は、仙台市から各勤務先までの通勤手当の支給を受けており、これとは別に仙台市までの出張の際に旅費を支給することは、旅費の二重支給であり、全く必要のない支給である。にもかかわらず、職員等の旅費に関する条例 4 1 条 1 項を適用せずに旅費を支給することは、明らかに不当であるとともに、旅行任命権者の裁量権濫用・逸脱も明白である。

従って、本件旅費支給は、違法（裁量権濫用・逸脱）または不当な公金支出である。

- (2) 通勤手段が、自家用車の仙台市在住職員について、自家用車で仙台市へ出張した際に支給された旅費（交通費）の違法性・不当性

当該職員の出張形態も、居住地から出張（直行）、出張先から帰宅（直

帰) 居住地から出張しそのまま帰宅(直行直帰)の3パターンがある。

この出張についても、前記(1)同様、旅費支給したことは、違法(裁量権濫用・逸脱)または不当な公金支出である。

(3) 日当支給の違法性・不当性

前記(1)(2)の場合、公用車を一部利用している場合、及び当該職員が交通費支給を辞退している場合において、いずれも日当が支給されている。

しかし、前記各出張(旅行)は、いずれも通勤手段と同じ交通手段であり、しかも、出勤又は帰宅途上に出張先に立ち寄るとい程度のものである。出張先での滞在時間も、出張目的の多くが「事務打合せ」や「会議」、「用務」であることに鑑みれば、ほとんどが数十分から数時間程度であると思われる。また、そもそも出張自体が当該職員の業務に関するものであると考えられるから、そのような出張に日当を支給すること自体の合理性も疑わしい。

従って、前記各出張に日当を支給する必要性・合理性は乏しく、そのような出張に対して職員等の旅費に関する条例41条1項を適用せずに日当を支給することは、明らかに不当であるとともに、旅行任命権者の裁量権濫用・逸脱も明白である。

よって、本件日当支給は、違法(裁量権濫用・逸脱)または不当な公金支出である。

(4) 旅費二重取りに対する一般市民の認識

ア 2007年12月9日付け河北新報朝刊には、本件と同様の県職員旅費二重取り問題が発覚した青森県の県民から県職員に対する不信感と批判の聲が高まっていること、青森県庁内でも市民感覚とかけ離れた支給に違和感を覚える職員もいることが紹介されている(事実証明書1)。

イ 浅野史郎・前宮城県知事も、旅費二重取り問題について、「民間企業から見たら、ちょっと常識から外れていると思われるだろう。」と指摘している(事実証明書2)。

ウ かかる認識や、旅費二重取り問題が発覚した宮城県を含む東北各県において、旅費支給の基準の見直しを行っている事実に鑑みれば、本件旅費二重支給が不当な公金支出であったことは明らかであり、また不当な旅費であるにもかかわらず職員等の旅費に関する条例41条1項を適用しなかつ

た旅行任命権者の裁量権濫用・逸脱も認められる。

従って、一般市民の認識の観点から見ても、本件旅費支給は違法または不当な公金支出である。

4 以上のとおり、県職員に対する旅費の二重支給は違法または不当な公金支出にあたる。

県職員旅費二重取り問題は、2007年11月14日に河北新報で青森県職員の出張旅費「二重取り」として報道されたことに端を発する。請求人は、この報道に接し、2007年12月2日に開催された北海道・東北市民オンブズマンネットワークの例会における議論を踏まえて、同月3日に本件で対象としている地方事務所に勤務する仙台市在住職員の出張旅費について情報公開請求を行った。そして、開示された4000枚以上に及ぶ大量の資料を分析した上で、違法または不当な公金支出であるとした旅費支給について、本件住民監査請求を行うものである。

従って、違法または不当な公金支出がなされた日から1年を経過した分についても、地方自治法242条2項但書きの「正当な理由」が存し、本件監査請求は適法である。

第3 事実証明書

- 1 事実証明書1 河北新報朝刊記事(2007年12月9日付け)
- 2 事実証明書2 河北新報朝刊記事(2007年12月9日付け)

以 上